横浜市障害者雇用好事例紹介事業実施要綱

制 定 平成 26 年 3 月 24 日健障企第 2747 号 (局長決裁) 最近改正 令和 3 年 5 月 31 日健障自第 368 号 (局長決裁)

(趣 旨)

第1条 この要綱は、企業等に対し、障害者雇用の理解と促進を図るため、障害のある人を雇用し、 障害のある人が働きやすい職場環境を作るための努力や独自の工夫を行っている企業等の取組内 容を、障害者雇用好事例として横浜市ホームページに掲載するにあたり、必要な事項を定めるもの とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、以下で定めるものとする。

企業等:横浜市内に住所を有する民間企業、社会福祉法人、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条1号に規定する一般社団法人等及び特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。

(掲載要件)

第3条 掲載予定日において、次に掲げる要件にすべて該当する企業等を障害者雇用好事例として、横浜市ホームページに掲載するものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号) 第 36 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業を行う事業所でないこと。
- (2) 障害特性に配慮した仕事の切り出し等、独自の工夫を凝らした障害者雇用を行っていること。
- (3) 横浜市が実施する障害者就労支援事業の協力企業等であること。
- (4) 労働関係法規を遵守していること。
- (5) 代表者又は役員が、暴力団その他暴力的集団の構成員でないこと。
- (6) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。

(掲載内容)

第4条 掲載内容については、次に定めるものとする。ただし、関係機関及び雇用している障害者から掲載の承諾を得ていることを条件とする。

- (1) 企業名、企業の概要、沿革
- (2) 障害者雇用の現状
- (3) 働く社員の様子
- (4) 障害者雇用の採用の流れ
- (5) 障害者雇用での求める人材像
- (6) 企業等での就労を目指している障害者に対する肯定的なメッセージ
- (7) その他、掲載が妥当であると双方が認めたもの

(掲載内容の確認作業)

第5条 健康福祉局障害自立支援課の職員は、企業等からの第1号様式の提出によって、掲載企業等が掲載の対象として妥当か否か判断する。また、既に掲載している企業等に対し、適時聞き取り調査を実施する。

(掲載の更新)

第6条 社会状況等に合わせて掲載内容を刷新するため、掲載内容については、障害者雇用好事例を入れ替えるなど、適時更新を行う。

(個人情報の保護)

第7条 本事業の実施上必要となる個人情報を企業等から収集し、個人情報の収集、利用、管理及 び廃棄にあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例に従って適切に行い、個人情報の保護に 努めるものとする。

附則

(施行期日)

- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

年 月 日

健康福祉局長

事業所所在地 事業所名称 代表者 職 氏名 電話番号 (担当者名:

横浜市障害者雇用好事例紹介事業に係る

確認書兼同意書

横浜市障害者雇用好事例の掲載にあたり、次のとおり確認し、同意します。

1 確認事項

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号) 第 36 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業を行う事業所でないこと。
- (2) 障害特性に配慮した仕事の切り出し等、独自の工夫を凝らした障害者雇用を行っていること。
- (3) 横浜市が実施する障害者就労支援事業の協力企業等であること。
- (4) 労働関係法規を遵守していること。
- (5) 代表者又は役員が、暴力団その他暴力的集団の構成員でないこと。
- (6) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。

2 同意事項

- (1) 掲載内容について、関係機関及び雇用している障害者から掲載の承諾を得ている。
- (2) 社会状況等に合わせ、掲載内容の入れ替え等に伴い、掲載を終了する場合がある。